

軽油引取税納付申告書

(令和〇〇年 4 月 1 日 ~ 4 月 30 日分)

受付印

令和 〇〇 年 5 月 31 日

新宿都税事務所長 殿

事業者コード	1311110001	事務所コード	13004	処理区分		予備		整理区分	
発信年月日		申告年月日		通信日付印		確認印			
個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		(右詰で記載)						
納税者の氏名又は名称	A石油株式会社 代表取締役 〇〇〇〇		この申告に応答する係及び氏名並びに電話番号		経理係 〇〇〇〇	電話 (〇〇〇〇-〇〇〇〇)			
納税者の住所又は所在地	新宿区西新宿〇-〇-〇								

令和 〇〇 年 04 月分

特別徴収義務者が自己の保有に係る軽油を自ら消費した場合は、(オ)欄に当該消費数量を記載のうえ、申告納付する。

課税の区分	数量	課税の区分	数量
(ア) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	① 販売した燃料炭化水素油の数量 ② ①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ③ ①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油の数量 計 ①-②-③	⑭ 消費した軽油の数量 ⑮ ⑭のうち免税用途に供した軽油の数量(免税用途用) ⑯ ⑭-⑮のうち既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 差引計 ⑭-⑮-⑯	リットル 100.000
(イ) 石油製品販売業者が軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	④ 販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量 ⑤ ④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑥ ④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑦ ④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑧ ④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油の数量 差引計 ④-⑤-⑥-⑦-⑧	(イ) 特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合 ⑰ 免税軽油の引取りを行った者が他の者にその軽油を譲渡した場合 ⑱ 免税軽油の引取りを行った者が免税用途以外の用途に供するためその軽油を自ら消費した場合 ⑲ 譲渡した軽油の数量 ⑳ 消費した軽油の数量 ㉑ 消費又は譲渡した軽油の数量 ㉒ ㉑のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ㉓ ㉑のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油の数量 差引計 ㉑-㉒-㉓	リットル 100.000
(ウ) 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(道路を運行した分に限り)	⑨ 消費した炭化水素油の数量 ⑩ ⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑪ ⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油の数量 差引計 ⑨-⑩-⑪	(ウ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入した場合 計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)+(ケ)	リットル 100.000
(エ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅したときに軽油を所有していた場合(引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。)	⑫ 所有に係る軽油の数量 ⑬ ⑫のうち既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑭ ⑫のうち元売業者が納期限までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量 ⑮ ⑫のうち特別徴収義務者として指定されている相続人又は合併後存続する法人等に承継された軽油の数量 差引計 ⑫-⑬-⑭-⑮	納付すべき軽油引取税額	15 円 × ㉔
			1,500 円

添付免税証 枚 (リットル分)

第十六号の十二様式(提出用) (用紙日本工業規格A4) (第八条の二十八関係)